

移動支援の開始手続について

墨田区移動支援事業を実施するにあたり、事業者（法人）は区と協定を締結する必要があります。手續は以下のとおりです。毎月10日必着（10日が土日・祝日の場合は前営業日）で提出があった書類については、提出月の翌月1日付けて協定手続きを行います。それ以降に提出があった書類については、提出月の翌々月1日付けて協定手続きを行います。書類の不足・不備等があった場合には、上記のかぎりではありません。ゆとりをもって書類をご提出ください。（遡及締結はできません。）

1 最初にご提出いただく書類（郵送可）

- ・「協定の締結申出書」（＊）
- ・都道府県から交付された障害者総合支援法に基づく居宅介護等の「指定通知書」の写し（「指定通知書」の内容（申請者名・所在地・代表者名等）が現在の情報と異なる場合は併せて「変更届出書」の写し）
- ・「墨田区障害者移動支援事業従事者名簿」（＊）
- ・「支払金口座振替依頼書」（＊）
- ・道路運送法に基づく運輸局の「許可書」のコピー（介護タクシー等を所持している場合のみ）

（＊）墨田区公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

2 協定書の作成

1で提出された書類を確認後、協定書を2部お送りしますので、法人代表者印を押印し、2部ともご提出ください。

3 協定書の送付

2で2部ご提出いただいた協定書に区で押印し、1部をお送りします。

●書類のダウンロード場所

墨田区公式ウェブサイト>オンラインサービス>申請書ダウンロード>障害者福祉関係申請書>移動支援事業者の方々へ

●東京都（事業所所在地の都道府県等）への届出について

移動支援事業を行うにあたっては、東京都（事業所所在地の都道府県等）に対する事業開始の届け出が必要です。開始後に、変更や廃止を行う場合についても、届け出が必要になりますので、ご注意ください。書式は、次のウェブサイトからダウンロードできます。

東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>事業開始届（移動支援事業）

【提出先・問合せ先】

墨田区福祉部障害者福祉課事業者係

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 03-5608-6164（直通）

メール syougaihukus@city.sumida.lg.jp